

傷病手当金の起算日と待期期間、支給対象日の考え方

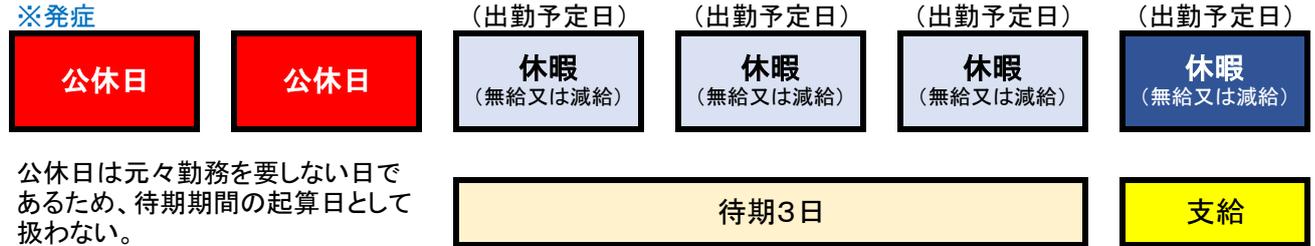
パターン1

労務に服することができなくなった初日(待期期間の起算日)



パターン2

労務に服することができなくなった初日(待期期間の起算日)



パターン3

労務に服することができなくなった初日(待期期間の起算日)



パターン4

労務に服することができなくなった初日(待期期間の起算日)



パターン5

※発症

